

中間貯蔵施設内で発生した漏水事案に係る 福島県・大熊町・双葉町の対応について

令和3年12月21日
福島県生活環境部
中間貯蔵施設等対策室

①現地調査結果

本年11月5日(金)に環境省から報告を受けた「大熊①工区受入・分別施設内での漏水及び不適正処理事案」に関して実施した現地調査の結果は次のとおりです。

1 調査場所

(1) 受入・分別施設

年月日 令和3年11月8日(月)
場所 大熊①工区受入・分別施設
(施設管理：鹿島JV、輸送：大成JV)
実施者 福島県、大熊町、双葉町

確認事項	結果
除去土壌等の飛散・流出時の措置	×※1
漏水発生時の報告	×※2
漏水発生時の対応記録の作成・報告	△※3
底質等の放射能濃度	別紙

※1 漏水時に対応手順書どおりに回収しなかった。

※2 作業員から上司(管理技術者)への報告がされなかった。

※3 放射線管理記録の上司(放射線管理者等)への報告がされなかった。

(2) 積込場

年月日 令和3年11月17日(水)
場所 福島市、二本松市内の仮置場2箇所
(輸送：大成JV)
実施者 福島県

確認事項	結果
フレコン毎の含水確認作業の実施	○※4
トラック荷台への漏水防止シートの敷設	○
トラック荷台でのフレコンの固縛	○
上部シート掛けの実施	○

※4 トラックへの荷積み前に全てのフレコンを開封し、含水の有無を目視で確認していた。

2 問題点(受入・分別施設)

- ① **現場作業員が**、両JVの間で意思疎通が十分でなかった等のため、飛散流出防止対策として定められていた手順を遵守せずに、上司への報告をしないまま、雨水枡への流し込みを行った。
- ② **JVが**、現場作業員からの報告が無かったため、事案を把握できず、長期間見過ごしたままとなった。
- ③ **福島地方環境事務所が**、JVからの報告が無かったため、事案を把握できず、長期間見過ごしたままとなった。

②雨水側溝等の放射能濃度測定結果

不適正処理が行われた雨水側溝の枡等について、底質等の放射能濃度を分析した結果は次のとおりです。

調査概要

年月日 令和3年11月8日

場所 雨水側溝の枡及び流入先の防災調整池

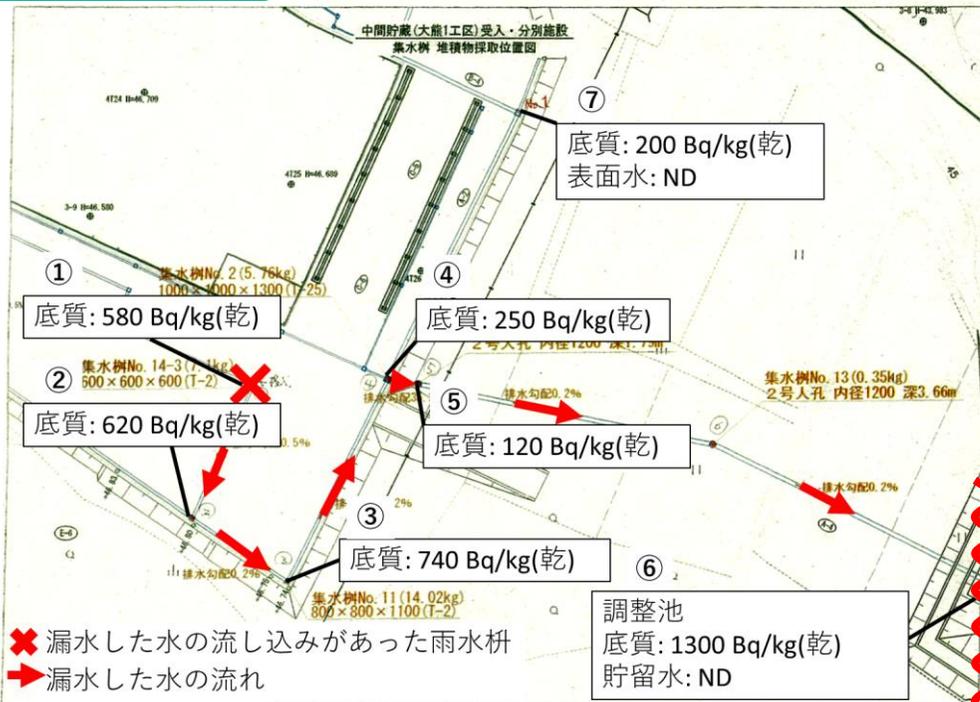
試料 底質※、水質（防災調整池等）

※枡の底質は、施設管理者が清掃し保管していたもの

分析機関 福島県環境創造センター

分析核種 放射性セシウム（セシウム-134+セシウム-137）

分析結果



○水質：全て不検出

○底質：120～1,300 Bq/kg(乾土)

【参考】「令和2年度公共用水域放射性物質
モニタリング調査結果」(環境省)

・前田川 (浪江町、双葉町)
: 586～1,366 Bq/kg(乾土)

・熊川 (大熊町)
: 138.8～384 Bq/kg(乾土)

③受入・分別施設内における不適正事案に係る申入れ

概要

年月日 令和3年12月2日（木）
場 所 福島県自治会館
申入者 福島県生活環境部長 渡辺 仁
大熊町副町長 梅宮 功
双葉町副町長 徳永 修宏
相手方 環境省福島地方環境事務所長 秦 康之

申入内容

1 飛散・流出防止対策の徹底について

- 除去土壌の保管、運搬及び処理の一連の工程において、飛散・流出防止対策に万全を期すとともに、万が一飛散・流出した場合の応急措置について、対応手順の遵守を全ての現場に徹底させること。
- 監督する立場にある者のみならず、現場の作業員を含めた全ての関係者に対する再教育を行い、県土の環境回復を担う重要な事業であることに加え、放射性物質を扱う特殊な作業に携わっているとの意識を浸透させること。

2 現場管理の徹底について

- 委託監督員による日常的な監督や、現場を把握するための対策を強化するなど、現場管理を徹底すること。
- 事故等が発生した場合の受託事業者における情報共有手順の明確化とその徹底を図るとともに、委託監督員及び貴省への速やかな報告体制を確立すること。